

## 関係団体等との意見交換会について

内閣府 消費者委員会 事務局

### はじめに

消費者委員会では、調査審議の参考とするため、関係団体や有識者等との意見交換会を定期的に開催している。第9次消費者委員会のスタートに当たり令和7年10月、関係団体等との意見交換会を2回にわたり実施した。

### 意見交換会の概要

意見交換会の議題は「第9次消費者委員会への要望について」。消費者委員会委員のほか、1回目の開催では、一般社団法人全国消費者団体連絡会（全国消団連）、特定適格消費者団体 NPO 法人消費者支援ネット北海道（ホクネット）、適格消費者団体 NPO 法人京都消費者契約ネットワーク（KCCN）、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）、主婦連合会が参加。2回目では、適格消費者団体 公益社団法人全国消費生活相談員協会（全相協）、日本弁護士連合会（日弁連）、日本司法書士会連合会（日司連）、一般社団法人タークパターン対策協会が参加し、それぞれ多角的な意見が寄せられた。

意見交換会で議論された主な内容は以下の通り。

### ○デジタル社会のリスクへの対応と消費者法制の再構築

デジタル化に伴う新たなリスクへの対応と消費者法制度の見直し、各団体の論点とな

った。多くの団体から、特定商取引法、消費者契約法の抜本改正について言及があるとともに、これらの法整備を含めた「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書」（令和7年7月公表）の早期具体化の要望もあった。

このほか、全国消団連は、デジタルプラットフォーム規制等の行政機関によるデジタル化対応策は、各省庁のタテ割りが進められていることもあって消費者が理解できる限度をもはや超えており、「国としての交通整理が必要」と説明。A ー新法案における罰則不在の懸念等についても指摘した。KCCN は、詐欺的な定期購入商法やレスキュー商法等の悪質商法への対応強化を提言し、タークパターン対策協会は、デジタル取引における悪質事業者の「やり得を許さない制度」の必要性を指摘した。日弁連及び主婦連合会は、サプリメント食品に関する法規制の早急な整備について、日司連は、従来の消費者概念では救済されない個人事業者の取引被害や終活関連の取引被害への対応の必要性、主婦連合会は、グローバルなネット取引における製品安全への取組みの一層の強化について言及した。

### ○高齢化対策と地方消費者行政の強化

高齢者の消費者トラブルの深刻化と、地方の相談・見守り体制の維持が喫緊の課題として議論された。全相協は、65歳以上の相談件数が令和2年度以降最多である実態を報告

し、判断力が不十分な高齢者への対応の困難性を指摘。法制度の充実と、充実した見守りネットワークの強化を要望した。また、全国消団連、ホクネット、NACS の各団体から地方消費者行政における人・予算・権限の不足が指摘され、国の施策による維持・強化を求めた。

### ○消費者団体訴訟制度への支援と幅広い消費者の声の反映

適格消費者団体等の活動の基盤強化と制度見直し、消費者団体訴訟制度の実効性向上についても言及があった。ホクネットは、団体の持続的な活動のための財政的支援の拡充とともに、訴訟の前提となる事前の調査・証拠収集手続きの拡充も不可欠であるとした。

第9次消費者委員会の運営については、独立した組織としての消費者行政全般への監視機能の十分な発揮が望まれた。全国消団連からは、透明性向上のための動画配信の継続や、消費者参画の機会としてより幅広い消費者の声を反映させる提案があった。

### おわりに

意見交換会の模様は、消費者委員会ホームページに掲載している。

出席いただいた各位に対し、事務局として改めて感謝の意を表する。ご意見を真摯に受け止め、第9次消費者委員会において調査審議を一層精力的に行っていただけるよう事務局としてお支えしていく所存である。